

Share 金沢
訪問介護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佛子園が開設する Share 金沢訪問介護ステーション（以下「事業所」という）が行う介護保険法（以下「法」という）に基づく介護事業・介護予防事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関することを定め、事業所の従事者が要介護者および要支援者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護サービス・介護予防サービス（以下「介護サービス等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限り自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう配慮し、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、介護予防支援事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称、サービス提供時間等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 Share 金沢訪問介護ステーション
- 2 所在地 石川県金沢市若松町セ 104 番地 1
- 3 営業日および時間
 営業日 月曜日～日曜日
 営業時間 8：30～17：00

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務常勤職員)

管理者は、介護計画および訪問介護、介護予防計画 (以下「介護計画等」という) の作成、事業所の従業者の管理および業務の管理、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名 (常勤職員から選任)

利用者の心身状態を把握し個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し個別計画の実施状況の把握(モニタリング)しモニタリング結果を居宅介護支援事業者へ報告する。

(3) 常勤訪問介護員

(4) 登録訪問介護員 訪問介護常勤換算で2.5名以上

第5条 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

(サービスの概要)

○身体介護

- ① 入浴介助 (入浴が困難な方は清拭をいたします)
- ② 排泄介助 (おトイレのお手伝い、オムツ交換をいたします)
- ③ 食事介助 (安全にお食事をしていただくお手伝い)
- ④ 体位変換 (褥瘡予防のための介助)
- ⑤ 移動、起居、通院等外出介助
- ⑥ 衣類の着脱、洗面、洗髪等の介助
- ⑦ その他必要な身体介護 (事前にご相談をお願いします)

○生活援助

- ① 調理 (ご契約者の食事を準備いたします)
- ② 洗濯 (ご契約者の衣類の洗濯をいたします)
- ③ 掃除 (ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行えません)
- ④ 生活必需品の買い物 (預貯金の引き出しやお預け入れはできません)
- ⑤ 関係機関との連絡 (薬の受けとりなど)
- ⑥ その他必要な家事 (事前にご相談をお願いいたします)

○通院等乗降介助

定期的に通院されている方をヘルパーの車にて送迎いたします。

(利用者から受領する費用の額等)

第 6 条 事業所が事業を提供したときの利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスを提供した場合は介護保険法による介護報酬の告示上の額の 1 割とする。

1 事業所は、前項の支払を受ける額その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

○事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの

2 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。

3 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ成らない。

4 通院乗降の運賃は 1 キロ 70 円とする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

1 通常の実施地域以外の利用希望者に対しては前項の限りではない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 8 条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 9 条 事業所の従事者は、訪問介護サービス等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関への緊急搬送等の措置を講ずるとともに、管理者および家族等への報告・連絡を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村および利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者および従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(衛生管理)

第 11 条 事業者は、感染症の発生およびまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

- 1 従業者は感染症の発生およびまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 12 条 事業所は提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けけるための以下の窓口を設置するものとする。

- 1 事業所は提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、質問、照会、調査に応じ、市町村から助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とした必要な体制を整備するとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む）を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、その旨を従業者との雇用契約の内容に入れるものとする。
- 3 事業所は、利用者に関するサービス、従業者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 4 事業所は、利用者に対する訪問介護サービス等の提供に関する次に掲げる記録を整理し、訪問介護サービス等を提供した日から 5 年間保存しなければならない。
 - ① 訪問介護計画等
 - ② 具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 身体拘束等に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況およびその処置についての記録

- 6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人佛子園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。